

附 則（平成二十二年一〇月一五日農林水産省・經濟産業省令第五号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二七年四月三〇日農林水産省・經濟産業省令第二号）

この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。

附 則（令和五年九月二九日農林水産省・經濟産業省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一二月二八日農林水産省・經濟産業省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。